

介護老人保健施設事業会計予算

平成24年度 恵那市介護老人保健施設事業会計予算

(総則)

第1条 平成24年度恵那市介護老人保健施設事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 施設床数	入所床数	85床
	短期入所床数	10床
	通所床数	15床
(2) 年間利用者数	入所者	30,405人
	短期入所者	3,577人
	通所者	3,623人
(3) 1日平均利用者数	入所者	83.3人
	短期入所者	9.8人
	通所者	14.9人

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 施設運営事業収益		503,900千円
第1項 事業収益		489,100千円
第2項 事業外収益		14,800千円

	支	出
第1款 施設運営事業費用		503,900千円
第1項 事業費用		490,335千円
第2項 事業外費用		13,565千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に
対し不足する額16,485千円は、過年度分損益勘定留保資金で補てんするものとする。)

	収	入
第1款 資本的収入		22,515千円
第1項 補助金		500千円
第2項 出資金		22,014千円
第3項 寄附金		1千円

	支	出
第1款 資本的支出		39,000千円
第1項 企業債償還金		33,021千円
第2項 建設改良費		5,979千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、100,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 353,760千円

(たな卸資産購入限度額)

第7条 たな卸資産の購入限度額は、10,000千円と定める。

平成24年2月27日 提出

恵那市長 可知 義明